

第121回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和4年8月29日（月）

大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

（開会 午後14時00分）

○**司会** ただいまから、第121回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、商業・サービス産業課長からご挨拶申し上げます。

○**商業・サービス産業課長** 「課長挨拶」

○**司会** 本日は委員8名のうち7名がご出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題（1）としまして、令和4年1月に届出されました「（仮称）花園中央公園北側エリア新築計画」、令和4年2月に届出されました「ダイエー江坂公園前店」の新設2件、令和4年3月に届出されました「ホームセンターコーナン大東新田店」の変更1件の案件に関しましてご審議いただきます。

それでは、以降の議事進行について、社会長、よろしく申し上げます。

○**社会長** では、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議題1の大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について、（仮称）花園中央公園北側エリア新築計画に関する届出の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「（仮称）花園中央公園北側エリア新築計画」について説明。

○**社会長** ありがとうございました。

本件につきまして、各委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見等がありましたら事務局から紹介をお願いいたします。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、各委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○**井ノ口委員** 来店・退店経路に関する意見です。市道の英田北26号線から菱江吉田線に右折する部分がありまして、細い道から右折で出て、すぐ先に信号があります。交通事故が発生する危険があるので、何らかの対策が必要ではないかと思っております。

○**事務局** 警察協議の結果、何か問題が出れば再度、警察や道路管理者と協議をすると聞いております。

○**井ノ口委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**田中委員** 店舗の建築により東西両側の畑部分に日陰が出来てしまうことに関して、畑の所有者からご意見等がありましたでしょうか。

○**事務局** 日陰の影響につきましては、地権者には既に了解済みと聞いております。それほど高さのある店舗ではないため日陰ができるのは少しの時間でして、作物への影響はほとんどないと思われまます。

○**長谷川委員** 店舗の前を通っている府道大阪枚岡奈良線という道路には左側に自転車レーンがあります。左折入庫するときに、自転車レーンを走ってきた自転車との接触や巻き込みができるだけ起こらないように注意喚起等をしていただきたいと思います。

○**事務局** 確かに自転車専用レーンがありますが、例えば樹木がある場合は車のドライバーからの視線が、若干遮られるようなケースもあります。しかし、警察協議の結果、ご指摘の場所には高い樹木がなく、ドライバーの目線を遮るものがないため、問題ないと判断されました。ただし、問題が起きた場合は再度、協議をするよう指示されています。

○**社会長** (仮称)花園中央公園北側エリア新築計画につきまして、各委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ダイエー江坂公園前店に関する届出の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件②「ダイエー江坂公園前店」について説明

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様から意見を伺いたいと思いますが、ご欠席の委員から何かご意見はありましたでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいております。

○**社会長** それでは各委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○**井ノ口委員** 4点あります。1点目は、南西隔地駐車場部分の入庫処理能力の計算につ

いてです。ダイエーの利用者数のみを考慮した計算になっていますが、当該駐車場は他店舗の来客者も利用しているため、その数値も含めた検討が要ると思います。

2点目は、荷さばき車両についてです。現在営業中の店舗の荷さばきが路上で行われているようですが、路上で荷さばきを行わないように徹底してほしいと思います。

3点目は、来店車両の経路設定についてです。車両の通行が禁止になる通学時間帯は別の経路を設定しているとのことですが、来店者が間違えないようにしっかりした案内が要ると思います。

4点目がエレベーターについてです。今回店舗が4フロアになりますが、来客用のエレベーターがありません。高齢者や障がい者などにも優しい店舗にしてほしいと思います。

○事務局 1点目の入庫処理能力につきましては、ご指摘のとおり南西隔地駐車場は駅前で店舗利用者以外の利用も多いため実態に即して再計算した結果、処理可能な数値でした。

2点目につきましては届出上、敷地内の荷さばき施設で荷さばきを行う計画になっています。今後は、大規模小売店舗として法に基づき届出した荷さばき計画を実施するため、業務体制の見直しや搬入業者等と計画をしっかりと共有することで路上荷さばきを行うことがないように計画の徹底に努める旨、確認しております。

3点目の規制時間帯のルートにつきましてもホームページや、チラシ等でしっかりと案内していくと聞いております。

4点目の、高齢者や障がい者への対応については、これまでも従業員用エレベーターに案内するといった対応を取っており、今後も地域に愛される店舗を目指していただく旨、確認しております。

○井ノ口委員 分かりました。

○長谷川委員 南西隔地駐車場は騒音予測というのは必要ないのでしょうか。

○事務局 前の道路が明らかに大通りであることに加えて、他店舗の来客車両も来られるため対象としておりません。

○長谷川委員 分かりました。

○何委員 東側の隔地駐車場の収容台数が少ないため、計画店舗の前で路上駐車する買い物客が出てくる可能性があります。どのような対策をする予定でしょうか。

○事務局 繁忙期は交通整理員に指導していただけるとと思います。平常時につきましては、

当該店舗は公共交通機関での来客が多いため路上駐車の可能性は低いと考えております。

○社会長 それではダイエー江坂公園前店につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えます。よって、当審議会としては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ホームセンターコーナン大東新田店に関する届出の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議案件③「ホームセンターコーナン大東新田店」について説明。

○社会長 ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、その前に、ご欠席の委員から何かご意見がありましたらお願いいたします。

○事務局 特段、いただいておりません。

○社会長 それでは各委員の皆様、ご意見お願いいたします。

○井ノ口委員 来店者数の算定についてです。大阪で緊急事態措置に基づく営業時間短縮が要請されていた時期のデータを使って駐車台数を算出するのは妥当ではないような気がします。

また、本案件の届出後に店舗の入替えがあり、業種的に来店者数が若干増えるのではないかと思います。以上を考慮すると、駐車台数の算出結果が30台ほど過少になっていると思います。そのため余裕を持った駐車場の運営をしていただきたいです。

○事務局 ご指摘いただいたとおり、コロナ禍での来客数の減少も懸念されますが、コーナンのコロナ禍以前のレジデータを見ると、来客数自体にはほとんど変動はなく、ピークの日の数字も同程度であることから、大きな影響はないと考えております。

また、30台程度の過少推計に関しましては、井ノ口委員がお示しの計算方法も1つの考え方ではあるとは思いますが、ご指摘を受けまして事務局側で実態により近い推計値の算出のため、本届出後に小売業者の変更があった小売店舗の必要駐車台数について、同業種の類似店舗の実績値を使用して計算しますと7台の過小評価となりました。類似

店舗が入店した店舗よりも来客数の多い店舗であること等を踏まえると、事務局としては大きな問題にはならないと考えております。ただし計算方法は1つではなく、井ノ口委員がおっしゃるような懸念も考えられますので、設置者に駐車台数の減少後も運営状況を見て適切な対応をするようにお伝えしていきたいと思っております。

○井ノ口委員 分かりました。

○平栗委員 駐車場の規模縮小であれば、基本的に周辺環境が悪化する要素はないと思うので、今回のような案件をどう取り扱っていくのかについてご検討いただければと思います。また、使わなくなった駐車場の跡地利用について従業員以外が使わないような対策をしていただきたいと思っております。

○事務局 設置者から、管理の一環として、従業員用スペース周辺もカラーコーン等が必要に応じて規制すると聞いておりますが、平栗委員のご意見もしっかりお伝えしていきたいと思っております。

○渡辺委員 平栗委員からもご指摘のとおり、大規模小売店舗を設置するときに、ある算定式に基づいて大きな駐車場を造らなければならなかったけれども、実際は余剰がある場合が多いです。今後、大規模小売店舗立地法の趣旨を考えていく必要があると思っております。

○事務局 いただいた意見は参考にさせていただきたいと思っております。

○平栗委員 駐車台数の算出方法については渡辺委員のご意見のとおりだと思います。

○長谷川委員 騒音予測の結果が高くなっていますが、今回の駐車場の規模縮小とどのような関係があるのでしょうか。

○事務局 経済産業省から通知された「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」に基づき計算されており、今回のケースでは変更前に比べて少し高めのままの数値になっております。

○社会長 ホームセンターコーナン大東新田店につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 ありがとうございます。

それでは、これで予定していた審議は全て終了いたしました。知事に対する答申文案は本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございました。

以上で本日の審議会は終了いたします。